

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、国民健康保険税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県高島市長

公表日

令和7年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険税は地方税法(第四章第七節(水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税)その他地方税に関する法律およびこれらの法律に基づき、被保険者に対する税額を算出し、賦課徴収するものである。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収および賦課決定通知書の送付。 ②国民健康保険税の納付確認書発行。 ③公金受取口座情報を活用した還付。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、中間サーバー、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税業務ファイル、収納情報ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p><別表(第九条関係)における利用範囲の根拠></p> <p>上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠></p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、120、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠></p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項)</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分でない <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分でない <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分でない
判断の根拠	<p>■高島市における措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部進入防止: 警備キーによる施錠、日中は職員による監視、勤務時間外は施錠の上警備をセット ・入退館管理: 事前申請の上台帳にて入室の管理 ・持込・持出防止: 持込・持出物は申請の上、サーバ室管理課職員の確認が必要 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク <p>③移行作業に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 <p>■中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームはサーバ室に設置しており、サーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームでは庁内に設置のあるマイナンバー利用系端末とは物理的にネットワークを分離し運用するほか、使用可能な職員を限定することでアクセス制御を行っている。 ・中間サーバ・プラットフォームに副本登録データを移動する際は移動することが可能な記録媒体を情報システム部門保管のウイルス対策機能付きの媒体に限定している。 <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるようにアカウントによる制限を行っている。 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」)(「デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	評価実施機関名	高島市役所	高島市長	事後	
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	国民健康保険システム・収納管理システム	国民健康保険システム、収納管理システム、中間サーバー	事後	
平成29年7月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1第16号、30号	1. 番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16、30の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	事後	
平成29年7月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) および同法別表第二 27項	(情報提供) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条の3、28条、31条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) (情報照会) ・番号法第19条第7号および別表第二の第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条の3、28条、31条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)	事後	
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 井上 昌司	税務課長 前川 一善	事後	
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 前川 一善	課長	事後	
平成31年3月8日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載		
令和1年5月20日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	市民生活部 生活相談課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8125	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8000	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成27年9月30日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成27年9月30日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月29日	I-4.②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変
令和6年4月1日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8000	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国民健康保険税は地方税法(第四章第七節(水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税)その他地方税に関する法律およびこれらの法律に基づき、被保険者に対する税額を算出し、賦課徴収するものである。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収および賦課決定通知書の送付。 ②国民健康保険税の納付確認書発行。	国民健康保険税は地方税法(第四章第七節(水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税)その他地方税に関する法律およびこれらの法律に基づき、被保険者に対する税額を算出し、賦課徴収するものである。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収および賦課決定通知書の送付。 ②国民健康保険税の納付確認書発行。 ③公金受取口座情報を活用した還付。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号および別表第二の第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報照会) ・番号法第19条第8号および別表第二の第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項)	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条の3、28条、31条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) (情報照会) ・番号法第19条第8号および別表第二の第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、120、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である ■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①特定個人情報の入手におけるリスク対策 ・住民基本台帳ネットワークシステムから課税対象者情報を入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外の操作を防止している。 ②特定個人情報の使用におけるリスク対策 ・目的外の紐付け防止:個人番号利用業務以外では、個人番号が含まれない画面表示としている。 ③権限のない者による不正使用防止 ・二要素認証やユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により不正な利用を防止している。	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 技術的安全管理措置 ・国民健康保険税システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、中間サーバー	国民健康保険システム、収納管理システム、中間サーバー、宛名システム	事前	
令和7年9月12日	2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険税業務ファイル、収納情報ファイル	国民健康保険税業務ファイル、収納情報ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル	事前	
令和7年9月12日	8. 人手を介在させる作業判断の根拠	<p>■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①特定個人情報の入手におけるリスク対策 ・住民基本台帳ネットワークシステムから課税対象者情報を入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外の操作を防止している。</p> <p>②特定個人情報の使用におけるリスク対策 ・目的外の紐付け防止：個人番号利用業務以外では、個人番号が含まれない画面表示としている。</p> <p>③権限のない者による不正使用防止 ・二要素認証やユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により不正な利用を防止している。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかにユーザIDの失効処理を行っている。</p>	<p>■移行作業時におけるウェブに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①特定個人情報の入手におけるリスク対策 ・住民基本台帳ネットワークシステムから課税対象者情報を入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外の操作を防止している。</p> <p>②特定個人情報の使用におけるリスク対策 ・目的外の紐付け防止：個人番号利用業務以外では、個人番号が含まれない画面表示としている。</p> <p>③権限のない者による不正使用防止 ・二要素認証やユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により不正な利用を防止している。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかにユーザIDの失効処理を行っている。</p> <p>■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</p> <p>②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</p>	事前	
令和7年9月12日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	
令和7年9月12日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	<p>技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク 	<p>■商標中における措置</p> <p>①物理的安全管理措置 ・外部盗入防止：警備キーによる施錠、日中は職員による監視、勤務時間外は施錠の上警備をセット ・入退館管理：事前申請の上台帳にて入室の管理 ・持込・持出防止：持込・持出物は申請の上、サーバ室管理課職員の確認が必要</p> <p>②技術的安全管理措置 ・国民健康保険システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p> <p>■中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはサーバ室に設置しており、サーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報（サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。）</p> <p>②技術的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームでは庁内に設置のあるマイナンバー利用系端末とは物理的にネットワークを分離し運用するほか、使用可能な職員を限定することでアクセス制御を行っている。 ・中間サーバ・プラットフォームに副本登録データを移動する際は移動することが可能な記録媒体を情報システム部門保管のウイルス対策機能付きの媒体に限定している。</p> <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるようアカウントによる制限を行っている。</p> <p>②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>・地方公共団体が委託したASP（地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2版】）（デジタル庁、以下「利用基準」という。）に規定する（ASP）をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者利用基準に規定するガバメントクラウド運用管理補助者をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出・DDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンの更新を行う。</p> <p>・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びソフトウェアについて、必要に応じてセキュリティ</p>	事前	